

会議録	
1 名称	第11期第9回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和7年10月20日(月)午前10時00分～
3 開催場所	男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室 江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東
4 出席者	会長：江上千恵子(学識経験者) 委員：木寺昌彦 千葉瑛介 山中聰 山岸悦子 猪瀬理恵 北島千絵 金子寿子 岩上浩之 オンライン：副会長：櫻木晃裕(学識経験者) 副会長：古谷英恵(学識経験者) 松山亜紀 欠席者：磐田智子 長田智之 持川雅憲 事務局：人権推進課長、生活応援課長、男女共同参画係長、生活応援課係長、男女共同参画係員4名、計画策定委託事業者2名 傍聴者：1名
5 議題	(1)男女共同参画KOTOプラン2026(素案)について (2)パブリックコメントの実施について (3)その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	次第 資料1 男女共同参画KOTOプラン2026(素案) 資料2 「男女共同参画KOTO2026(素案)」パブリックコメントの実施について 参考1 「男女用同参画KOTOプラン2021」(第7次行動計画) 概要版 参考2 「男女共同参画KOTOプラン2021」(第7次行動計画) 参考3 「江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書」 席次表/第11期江東区男女共同参画審議会委員名簿 意見シート
8 摘要	

【別紙議事要旨】

1. 開会

【人権推進課長】定刻となりましたので、第11期第9回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本審議会の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち本日の出席委員は会場に9名、遅参予定者1名、オンライン参加者は櫻木委員、古谷委員、松山委員の3名、合計13名でございます。欠席は、磐田委員、長田委員の2名です。また、持川委員におきましては、遅参して参加される旨ご連絡をいただいてございます。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日、傍聴の希望の方は1名いらっしゃいます。すでに傍聴者にはお席に着いていただいているのでご報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席にある資料は、会議中の閲覧用になりますので、お帰りの際には、資料は机に置いたままお帰りください。

なお、本日は、記録のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、マイクをお使いくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本日は、計画の策定支援を委託しております株式会社名豊のスタッフが同席し事務局と同様に対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、本日の会議資料について、確認させていただきます。

皆様に資料としてお持ちいただいたのが、次第、資料1、「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」、資料2、「男女共同参画KOTOプラン2026(素案)」パブリックコメントの実施について、そして意見シートでございます。机上に配布させていただいているのが、左上に「参考」と表示がある、参考1「男女共同参画KOTOプラン2021」概要版と参考2「男女共同参画KOTOプラン2021」本書、参考3「江東区男女共同参画に関する意識実態調査報告書」でございます。次に、第11期男女共同参画審議会名簿で、裏面が席次表になっております。

なお、参考1、参考2、参考3につきましては、会議後事務局が保管しますので、会議後は机に置いたままでお帰りください。

資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

また、第8回の審議会の議事録につきましては、現在皆様にご確認いただいており、11月上旬頃ホームページに掲載予定でございますことをご報告いたします。

次に、本日の予定です。

議事1は、男女共同参画KOTOプラン2026（素案）について、議事2は、パブリックコメントの実施について、議事3はその他についてです。

以上議事は3点でございます。

また、前回の審議会のご意見シートの提出はございませんでした。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願いしたいと思います。江上会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】皆さん、おはようございます。

2. 議事1～3について

議題(1)男女共同参画KOTOプラン2026(素案)について

【会長】それでは、早速議事に入りたいと思います。議事1、男女共同参画KOTOプラン2026（素案）について、課長から説明をお願いします。

【人権推進課長】それでは、議事1の男女共同参画KOTOプラン2026（素案）のご説明をいたします。この素案は、前回の審議会で骨子案をお示しいたしましたが、その骨子案に国の「第6次男女共同参画基本計画」で示されている方針、施策の方向性を反映し、また府内の各所管で実施している具体的な事業・取組を加え、素案としてまとめたものでございます。本日は、素案のポイントを中心にご説明をいたします。

それでは、資料1をご覧下さい。

資料の1ページの第1章、計画の基本的な考え方をご覧ください。前回の骨子案から大きく変更しておりませんが、国の動向については第6次計画の策定を踏まえ、今後修正する予定であります。

次に3ページをお開きください。前回の審議会でもご意見をいただきましたが、本区におけるLGBT等の定義について、ページ下の部分でコラムとしてまとめて掲載しております。今後このようなコラムという形で計画に関連する内容を分かりやすく紹介していく予定です。

資料の6ページの第2章、計画の内容をご覧ください。

基本理念・目標に沿う形で、各計画における施策の方向性と施策を一覧でまとめ、わかりやすく見開きにして、お示ししているものでございます。また、現在国が策定を進めている「第6次男女共同参画基本計画」策定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、一部施策の方向性の見直し、取組を追加しております。

次に資料の8ページをお開きください。

計画の見方として、読みやすくなるよう、計画にどのような内容が書かれているのか、

読む際のガイドとなるよう、説明を追加いたしました。

資料の9ページ以降、施策の方向性と現状・課題、そして施策と主な取組みを掲載しております。主な取組については10ページ以降、施策ごとに掲載しております。この主な取組みの作成においては、事業担当課に事前照会を行い取りまとめたものでございます。実施している事業・取組と担当課をわかりやすく一覧形式といたしました。なお、本日は前回の骨子案から、国の第6次計画等を踏まえ修正した部分と、前回の審議会で委員の皆様からご意見をいただきました部分を主にご説明いたします。14ページをお開き下さい。前回の審議会で会長から横文字を取り入れる際、定着していないものについては丁寧でわかりやすい解説を入れる必要がある旨ご意見をいたしました。課題の1点目「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」にはかっこ書きで日本語での考え方を追記いたしました。読みやすく、わかりやすい計画となるよう、今後用語解説を加えるなど、引き続き工夫してまいりたいと考えております。

次に、16ページをお開きください。

施策5「心とからだの健康支援」の1は骨子案では現行計画を踏まえ「性別・年代等に応じた健康診査・検診等の推進」としておりましたが、国の計画では、女性特有の健康課題などについて、生涯を通じた包括的な健康に関する支援を実施していく方向性としているため、本計画においても現行計画より範囲を拡大し、「包括的な健康支援のための体制・環境整備」とし、健康相談や検診等の推進に加え、健康課題に関する学習講座の実施、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である「生理の貧困」への支援として生理用品の無料提供などの取組を実施いたします。

また、施策5の2「妊娠・出産期・産後ケアにおける健康支援の推進」は、これまで妊娠・出産期を対象としておりましたが、母子保健法、子ども・子育て支援法の改正に伴い、国の計画でも産後ケアが追加されているため、施策5の説明文及び施策5の2の主な取組で産後ケア事業を追加いたしました。

次に、22ページをお開きください。

施策8の2「防災における男女共同参画の推進」では、審議会でも防災における女性参加の重要性についてご意見をいたしましたが、区といたしましても、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進や避難所運営・防災訓練等への女性の参画促進、備蓄物資の拡充など、女性の視点を防災に取り入れる取組を推進しておりますので、主な取組として掲載しております。

32ページをお開きください。

国の第6次計画に記載の「ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」の取組として「共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の

両立支援」や「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備」とされていることを踏まえ、施策14は「子育て支援の充実」から「仕事と育児の両立支援」に、また34ページの施策15は「介護者支援の充実」から「仕事と介護の両立支援」へ変更いたしました。

35ページをお開きください。

施策16「事業者のワーク・ライフ・バランスの推進の働きかけ」の内容について、こちらでは国の第6次計画で掲げる「男女共同参画の推進による多様な幸せ(Well-being)の実現」である「ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会」や「多様で柔軟な働き方の実現」、女性活躍推進法の改正に伴う「仕事と健康課題の両立支援」の方向性に沿った内容といたしました。

一方で36ページ以降の施策の方向9では国の第6次計画の第3分野で掲げる「女性の所得向上と経済的自立の実現」に沿って、女性の参画拡大や男女間格差の是正、女性の就業支援などを掲載することといたしまして、この部分を整理いたしました。

次に48ページをお開きください。

今回より新たに策定いたします「女性支援基本計画」については、現状の把握にあたって区内で支援活動を行っている団体へのヒアリングを実施し、現状の3点目に記載いたしました。また、50ページの施策26「民間団体との協働による支援」の部分に今後の取り組みの方向性として反映しております。

私からの説明は、以上でございます。

【会長】今の課長からのご説明に対してご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

【副会長】大変見やすくわかりやすく作っていただき、ありがとうございます。担当課などを一覧にしていただいたことで、具体的に何をされているのかわかりやすくなり、読みやすくなつたという印象を受けました。その上で、わかりやすさの点から発言いたします。16ページの施策5心とからだの健康支援の2.妊娠・出産期・産後ケアにおける健康支援の推進の主な取組で、例えば3.ゆりかご面接や17ページの3.心の健康づくりの推進の3.ゲートキーパー研修、21ページの施策7地域活動における男女共同参画の推進の2.地域活動を担う女性リーダーの育成の1.パルカレッジなど、関係者にとりましてはわかりやすい名称ですが、区民目線となると理解しにくい印象を受けます。例えば、32ページ施策14仕事と育児の両立支援の1.多様な子育てサービスの充実の13.ベビーシッター利用支援事業のように括弧書きで一時預かり利用支援とその内容が書かれていると、事業内容がわかるので、先ほど指摘したところも括弧書きでお示ししていただけだと更にわかりやすくなると思います。

【人事推進課長】確かに主な取組のところでわかりにくい内容があるかと思います。スペース

の関係も見ながらできる限りのことを検討していきたいと思います。

【会長】確かに担当者からすると当たり前のことでも、区民からすると理解しにくい取組内容があるかと思います。括弧書きなどで説明があると具体的にわかりやすくなると思います。他にいかがでしょうか。

【委員】3点あります。1点目は、私も用語に関して、先ほどのゲートキーパー研修や34ページの施策15仕事と介護の両立支援の1.家族介護者への支援の実施の6.ミドルステイ事業などが気になっていたので、スペースの関係もあるかと思いますが、説明を入れていただけるとよいかと思います。また、事業名だけでなく、例えば44ページではモラルハラスメント、49ページではヤングケアラーという言葉が出てきますが、定義や説明などあった方がよいと思います。特にモラルハラスメントに関しては、認知自体が進んでいない印象があります。自分がモラルハラスメントをうけているかどうか自覚できていないという問題もありますので、ここにモラルハラスメントの説明を入れることも啓発の1つになるかと思います。2点目は、49ページの施策25相談支援体制の強化の1.困難を抱える女性への支援の2.ヤングケアラーへの支援体制の強化についてですが、支援をするのは養育支援課・生活応援課だと思いますが、学校現場においても教師を通じて把握することもあるのではないかと思います。ヤングケアラーを把握するという意味では、学校関係も入るのではないかという質問です。3点目は、5ページの基本理念のところで、前回の基本理念では「社会の実現」や「実現を目指していくためには」といった力強い表現がありましたが、今回は「社会を目指す」となっています。「実現」の方が力強い感じがするので「実現」の方がよいのではないかと思うのですが、表現が変更になった経緯など教えていただけたらと思います。

【人事推進課長】1点目の取組内容の掲載方法については、計画の全体のバランスやスペースなどを見ながら、事務局の方で検討させていただきます。2点目のヤングケアラーの件ですが、確かにヤングケアラーを把握するところとしては、学校などで気づくという点は現実としてあるかと思います。しかしながら、ヤングケアラーの支援に関することは、現在区の組織上、養育支援課が実施をしておりますので、計画における担当課としては、養育支援課を中心に考えております。従いまして、学校などは主な取組を実施する主体ではないということで、今回は掲載を行わない考えでおります。3点目の基本理念ですが、今回は第7次計画の基本理念を引き継ぐことを原則的に考えております。この基本理念の書き方については、前回計画も「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」とありましたので、今回も前回の計画よりは少しシンプルにまとめてはおりますが、考え方は特に変わっていないという認識でおりますので、今回の形で進めさせていただきたいと思います。

【副会長】今まで理念については、体言止めをしないことが原則になっています。「実現」と書くと実現できるかどうかわからないので、このような表現にしたのではないかと思います。

【委員】「実現」と書けないことについては納得できました。ただ、その議論を知らない人からするとトーンダウンしたような印象になるのではないかという懸念があります。

【副会長】審議会なので、本来その文言をどうするかまで議論して、言葉を造れると一番よいと思います。

【会長】答申なので、「実現する」までは書かなくてもよいかと思いますが、皆さんがどう考えるかだと思います。ハラスメント関係は色々な名称がついておりますが、モラルハラスメントについては最近出てきた言葉ですので、わかりやすく定義づけをするとよいと思います。パワハラやセクハラと言いますが、これは完全に区別できるものではなく、例えばセクハラの中にパワハラ的な要素やモラハラ的要素も含まれるなどの事例もあるかと思います。説明の掲載方法については事務局で検討していただけたとよいかと思います。

他にいかがでしょうか。

【委員】今回の資料を見て、非常にわかりやすくなったと思います。特に各取組や施策の中の事業が端的に示されており、部署も書いてあるので、実際に区民の方がこの冊子を見た時に、どこに聞いたらいよのかがわかりますし、区の窓口に問い合わせをすれば、担当課に回していただけたので、広報誌としての役割も十分果たせると思います。また、計画の見方についても8ページにまとめてあるので、どのように見るとよいのかも端的にわかると思います。提案になりますが、6ページ、7ページの計画の内容一覧のところで、前回の行動計画では基本理念、目標、施策等について、項目のタイトルがついており見やすかったので、今回も前回同様項目タイトルを掲載いただきたいと思います。また、紙面のスペースがあれば、各項目が何ページということを書いていただいた方がわかりやすいと思います。あまり書き込んでもわかりにくくなってしまうので、全体的なバランスを見て検討いただけたらと思います。

【人権推進課長】6ページ、7ページについては、前回計画に載せているような表頭のタイトルがあった方がわかりやすいというご意見ですので、できる限り検討していきたいと思います。

【会長】前回同様項目にタイトルがある方がわかりやすいと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】50ページの施策26民間団体との協働による支援についてです。第3の居場所として、女性の居場所提供団体との連携に関して、補助金を交付するということですが、具体的に女性の居場所を運営する団体とはどのような団体を想定しているのでしょうか。

【生活応援課長】この事業は今年度から始めたところで、現在補助金の交付の手続きをして

いるところは2団体で、交渉をしているところが2～3団体あるという感じです。シェルター機能があるところもあれば、全くないところもあり、勉強会のように集まって話し合うところや喫茶店やこども食堂のような感じで毎月集まって会話をしたりと、色々な団体があります。第3の居場所は自宅と学校や会社の他にあと1つ、3つ目という意味合いで使わせていただいております。団体もいろいろな考え方のところがありますので、いろいろなニーズに対応できる方がよいかと思い、このような表現にしております。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】今回の素案から次にパブリックコメントに移っていくと想定しての質問です。パブリックコメントをいただくためにより多くの区民の方に見てもらう必要があるという観点で見ると、整理されていて担当課も記載されており読みやすいとは思いますが、文字が非常に多く、図やグラフがあまりないという印象をもちました。今後読みやすさの点で工夫されることなどあれば教えてください。

【人権推進課長】計画の目次をご覧いただきますと、資料編というのがございます。今回の素案の段階ではお示しできていませんが、この資料編に前回の図や基礎データはまとめて掲載する予定にしております。また、計画の中でも先ほどお話させていただきました3ページのLGBT等のコラムなどのように、他にもコラムを追加するとともに、事業のイメージとしてイラストや写真なども本計画の完成版に入れていく形で見やすさも求めていきたいと考えております。前回計画よりもページ数を少なくした方が、読み手が増えるのではないかということと、途中で資料が入ってくるよりも、最後に区の計画として何をやるのかをまとめた方が読みやすいのではないかということで、今回の形にしております。今の段階では若干読みにくい印象を持たれるかもしれません、完成した段階では、その辺りは解消されるのではないかと考えております。

【委員】江東区は子育て支援などたくさんの事業に取り組んでいるので、区民としてとても安心感があります。ただ、6、7ページの目標ごとの施策で、例えば、5.心とからだの健康支援や18.継続的な就業支援とありますが、主な取組と担当課が明記されているので、たらい回しになるのではないかという懸念もあります。例えば心とからだの支援のあとに、少し良くなったら就業支援に行くというような江東区は全ての支援が繋がっているということを表す図のようなものがあるとよいかと思うのですがいかがでしょうか。

【人権推進課長】相談から就業に繋がるようなフロー図のようなものがあるといいというご意見かと思います。今回の男女共同参画KOTOプラン2026におきましては、各所管において、行っている事業を総括的に掲載するという形で進めておりまして、フロー図等の記載をするのは難しいかと思います。計画を作る上では掲載の基準を決めなければならぬので、今回は該当する事業の掲載というところまでとさせていただきたいと思

います。

【委員】先ほどのお話の中で、難しい内容などは後ろに用語解説を付けると説明がありました
が、今見ると行数は空いていると思いますので、言葉の意味や場所を示すときに、※1、
※2をつけておいて、空いた行数のところに※1、※2の説明を書くと見やすくなると思
います。

【人権推進課長】ご提案ありがとうございます。先ほど他の委員からも言葉の補足というご意
見をいただいておりますので、それらと合わせてどのような形がわかりやすいか事務局
の方で検討させていただきます。

議題(2)パブリックコメントの実施について

【会長】それでは議事2、パブリックコメントの実施についてご説明をお願いします。

【人権推進課長】それでは、議事2の「パブリックコメントの実施について」をご説明します。資
料2をご覧下さい。実施期間は、12月1日（月）から12月30日（火）まで30日間行
います。周知方法は、区報やホームページへの掲載やこうとう情報ステーション等に閲
覧用冊子の配架のほか、実施期間中における人権啓発パネル展や男女共同参画学
習講座等の人権推進課のイベントを活用して、周知を図ってまいります。そして、提出
方法については、区のホームページにフォームがございますので、それでの提出か窓口
またはFAX、郵送のいずれかの方法でご提出いただければと思っております。今後の
予定ですが、パブリックコメントの実施結果については、次回、1月26日の審議会にて
ご説明をいたします。また、パブリックコメントの実施結果等を踏まえた計画（素案）の
修正も併せてご説明いたします。その後、計画の答申案をまとめて、2月に計画の答
申を会長から江東区長あてに実施する予定です。先ほど、パブリックコメントのご質問
がありましたが、基本的には区報にはパブリックコメントの概要を掲載いたしまして、2
次元コードからホームページに掲載してある計画の素案を見ていただき、意見のある
方は提出をしていただくという流れを想定しております。説明は以上です。

【会長】ただいまのご説明について、ご質問ご意見等いかがでしょうか。先ほど委員の方から、
パブリックコメントがたくさんくるような形を考えたらどうかという意見も出ましたが、い
かがでしょうか。かなりわかりやすくなつたので、コメントもしやすくなつたのではないかと
思います。他に無いようでしたら次に進みたいと思います。

議題(3)その他

【会長】議題3、その他について事務局から説明をお願いします。

【人権推進課長】その他として2点ございます。1点目は「江東区パートナーシップ・ファミリー

シップ宣誓制度の状況」のご報告です。資料はなく、口頭でご説明いたします。9月末までの「パートナーシップ宣誓」の件数は4組があり、「ファミリーシップ宣誓」の件数は0組でございました。また、パートナーシップ制度に関しては10月に入っても、宣誓に関する問い合わせが続いている一方で、宣誓の問い合わせを行ったものの、都合が合わないなどキャンセルした件数も複数ありましたので、宣誓に至るかどうかは様子を見る必要がありますかと思います。制度開始から3か月が過ぎ、職員の問い合わせ対応等も経験の蓄積が進んでおりますので、今後も着実な運営を進めてまいります。

【生活応援課長】前回の審議会の際質問に答えきれなかったところがありますので、この場でお答えいたします。ご質問の内容ですが、離婚に際しての調停などの収入印紙代を区が助成をしており、1度申請をしてから、追加で申請することができるのかということでした。結論としては可能です。実際に申請に来られた方については、追加がないか確認をし、ありそあれば少し待ってもらうなどの対応をしています。現在までに1度申請した後に、追加で申請ということはありません。以上です。

【会長】できる限り補助はあった方がやりやすくなるとは思います。他にはいかがでしょうか。

【委員】パートナーシップの件ですが、宣誓が4組あったというお話をしたが、問い合わせは何件でしょうか。

【人権推進課長】問い合わせの件数につきましては、電話での問い合わせがほとんどで、正確には把握しておりませんが、10件から15件程度あったかと思います。

【委員】同じ質問ですが、ファミリーシップに関しての問い合わせは何件でしょうか。

【人権推進課長】ファミリーシップに関しての問い合わせ件数ですが、これまで受けたことはなく、0件でございます。

【委員】ありがとうございます。もう1点、質問ですが、KOTOプラン2026の中に目標値が何点かあります。例えば、9ページの男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図りますという目標に対して、男女が平等だと思う区民の割合が、当初値令和元年度14.4%で、現状値令和6年度14%で、目標値が令和12年度40%と書いてあります。当初年度より現状が下がっていると、企業では仕組みが悪いのではないかなどと言われます。質問としては、この目標値を設定する意義をどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいです。

【人権推進課長】事業を進める上では、成果指標がある方が事業の取組の成果がわかるため、目標値を定めることには意義があると考えております。ただ、現状9ページのところでも、当初値と現状値では数値が下がっているところもありますので、目標値から乖離があるというのが現状です。ただ、何かを進める上では、目標がある方が推進力が働くというのが一般的かと思いますので、その点でも目標値を定めるべき意義が一定

程度あるかと思います。

【委員】最後にもう1つ、51ページの第3章の計画の推進についてで、PDCAのことが出ています。今回KOTOプラン2026を掲げて、次の5年間どのように推進していくのか、5年後に目標としていたことの成功例などが欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

【人権推進課長】PDCAサイクルにつきましては、プランを今回作りまして、各所管課で実施をし、その後チェックを行い、改善がどうなるのかというのが、1番の疑問になってくるかと思います。現状としては、毎年5月の審議会で進捗状況調査報告を各所管が提出し、事業のチェックを行っています。その数字を受けて、改善できるかどうかは、各所管課の方で着実な改善が進められていると認識しております。従いまして、計画の進行としては、PDCAで回していきますが、結果として成功例がどのようなものであるかは、例としてこのようなものがあると申し上げにくいところです。ただ、地道なものでも着実なPDCAサイクルを回して、少しでも前進していく姿勢が大切かと思いますので、そのような形で本計画の推進についても進めていきたいと考えております。

【会長】この審議会は非常に重要であると思います。計画の進捗状況のチェックもそうですが、過去のことといえば例えば混合名簿の問題などは、担当所管の代表者をこの場に呼び、現状の確認や今後の進め方などを話し合うことで、結果混合名簿の実現に寄与したと思っています。

【委員】数値化しているところの割合を見ると、例えばハラスメントでは、会社等で取り組みを行っている企業の数値が上がっている反面個人の意識的な部分のところでは、数値が低いように感じられます。例えば相談窓口の周知などで、相談窓口に対する認知度が少し上がるだけでも区民の相談状況に関する他の数値も上がるのではないかと思います。他の事業などとの全体的なバランスを考えながら啓発の継続が必要ではないかと思います。

【会長】今の意見は感想で良かったでしょうか。他にいかがでしょうか。

【委員】前回の資料と比べて、カラーが使われていてとても見やすいという印象です。4ページ4計画の期間で令和3～令和7の表の男女共同参画行動プラン2021の2021の部分が切れてしまっているので訂正した方がいいと思います。

【会長】大事な指摘だと思います。他にいかがでしょうか。

それでは、以上で本件については終了いたします。

3. その他

【会長】最後に、事務局より説明をお願いします。

【事務局】事務局から、2点ほどございます。

1点目ですが、意見シートについてです。事前に意見シートをお配りしておりますが、審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言しきれなかった点等について記入していただき、11月4日火曜日までに送付してください。2点目として、次回の審議会についてです。次回の審議会は、年明け1月26日月曜日の午前10時から、場所は本日と同じ男女共同参画推進センターで予定しております。正式な開催通知は1月上旬に事務局よりお送りいたします。

事務局からは以上でございます。

【副会長】9月27日に江東区で行われたパルカレッジ公開講座の件ですが、講師の方が、江東区の方針や男女共同参画と違う方向性のお話をされていたと感じました。本来は事前に江東区が打ち合わせをして話をしていただくのが筋だと思いますので、次回からはその点考慮された方がよろしいかと思います。

【人権推進課長】9月27日にパルカレッジ公開講座を男女共同参画推進センターで実施しまして、講師としてお呼びしたのがタレントで活躍されている尾木直樹さん、通称尾木ママという名前で芸能活動をされている方になります。講演までの流れとしては、事前の打ち合わせで講演時間を決めて、話す内容としては、今年度は包括的性教育をテーマとしてお願ひいたしました。質問については、事前に事務局の方で申し込みがあった方からの質問を厳選し、質問内容はお渡ししてあったのですが、実際に講演を聞かれた方の中には、答えていないと感じた方もいらっしゃったと聞いております。事前の質問をお渡ししておけばそれなりの回答をされると考えておりましたが、実際の講演を聞いたところでは、若干ずれてしまったというところは反省すべき点と考えております。

【副会長】専門教育や専門分野としてされるまじめな話と、観客を喜ばすための話をするのは、違いますので、そこに税金をかける以上は、内容を詰めてここはこのようにお願いしますと依頼する側が伝えることが必要ではないかと思います。

【会長】集客面と内容面との兼ね合いでもあるかと思いますが、総合的に判断し今後検討をお願いします。

4. 閉会

【会長】以上で本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。